

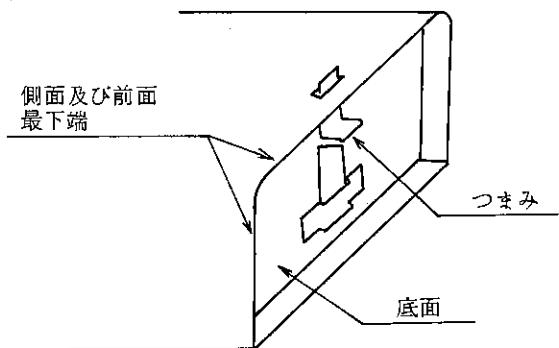
郵便受箱の検査マニュアル

昭和55年5月1日
製品安全協会

安全性品質について

1.(1) 認定基準

「突起物」には、受箱底面に開閉操作のために取り付けた部品であって、受箱の側面及び前面最下端より下に出ないものは含まないものとする。



1.(1) 基準確認方法

- (イ) 「約1kgの力」は、検査前に新聞紙を巻いた金属製丸棒を、台ばかりの上で押しづらすことによって約1kgの感覚をつかみ、直ちに検査を行うものとする。
- (ロ) 「押しづらしたとき」とは、新聞紙を巻いた金属製丸棒を試験箇所にあて平行に動かすことをいう。
- (ハ) 「スケール等」とは、Rゲージ又はそれと同等以上の性能を有する測定具をいう。

1.(2) 認定基準

「使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状」とは、差入口及び取出口のとびらの開閉操作が容易にできないことをいう。

1.(3) 認定基準

「折り返し等」には、堅ろうな被覆処置が施されているものも含むものとする。

1.(4) 基準確認方法

「スケール等」とは、ノギス又はそれと同等以上の性能を有する測定具をいう。

1.(5) 基準確認方法

受箱を取扱説明書に従って使用状態に取付けた後、差入口から約1ℓの水を入れ、1分後に底面全体に水が残っていないこと（水滴状に分布している場合を除く）を目視により確認するものとする。

2. 認定基準

「使用上支障のある緩み、がた、変形等の異状」とは、差入口及び取出口のとびらの開閉操作が容易にできないことをいう。

2. 基準確認方法

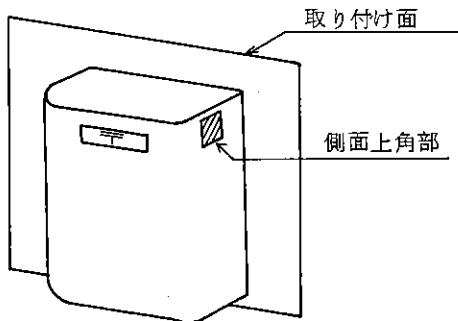
「操作」とは、1.(4)の項目によるものとする。

2.(1) 基準確認方法

受箱上面が傾斜しているもので鉛直に力を加えられない形状のものにあっては、受箱上面に対し垂直に力を加えるものとする。

2.(2) 認定基準

「受箱側面上角部」とは、取り付け面から最も遠くかつ上方の平坦な箇所をいう。



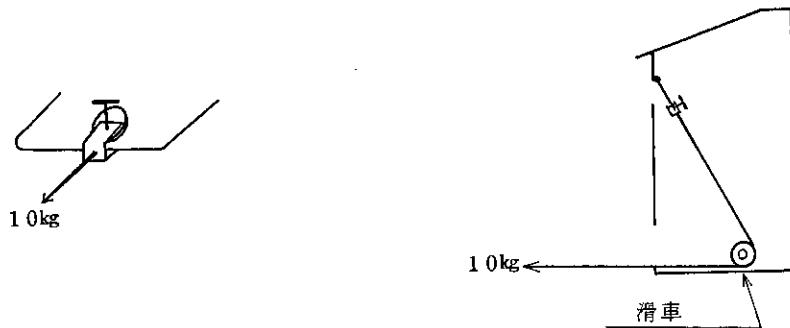
2.(3) 基準確認方法

底面全面に力を鉛直に加える方法は、直径3cm未満の鋼球等を布袋に入れ底面に均一になるようするものとする。

2.(5) 基準確認方法

とびらの取付強度の検査にあっては、とびら中央部にすべり止め（直径20mm厚さ5mmのゴム板）をあて治具等で固定し、ばねばかり等で静かに引張るものとし、内開きのものにあっては、滑車等を用いて行うものとする。ただし滑車等の固定が困難なものにあっては、試験に影響を与えない箇所を加工してもさしつかえないものとする。

(参考図)



2.(6) 認定基準

「容易につかめないもの」とは、10kgの引張試験に耐えられるワニ口クリップ等でつかめないものをいう。

3. 基準確認方法

毎時 20 ミリメートル±0.5 ミリメートルの降雨状態の測定は、降水範囲の中心部に雨量計を置き降水量を確認するものとする。

4. 認定基準

「塗装等」には、アルマイト処理及びメッキを含むものとする。

4.(2) 基準確認方法

「操作」とは、綿布等を示指に巻きつけ数回強くこすることをいう。

6. 認定基準

付属品で安全性に関連すると思われる場合は製品安全協会と協議するものとする。

表示及び取扱説明書について

1. 認定基準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。